

所得の種類と計算方法

所得の種類		計算方法	
事業所得(営業等)			
事業所得(農業)	収入金額 — 必要経費		
不動産所得			
利子所得	収入金額=所得金額(源泉分離課税されるものを除く)		
配当所得	収入金額 — 株式等の取得に要した負債の利子		
給与所得	下表により給与収入金額から所得金額が計算できます。		
	給与収入金額(A)	給与所得の計算	
	65.1万円未満	0円	
	65.1万円以上~190万円未満	(A) - 65万円	
	190万円以上~360万円未満	(A) ÷ 4 × 2.8 - 8万円	
	360万円以上~660万円未満	(千円未満切捨て) × 3.2 - 44万円	
	660万円以上~850万円未満	(A) × 0.9 - 110万円	
	850万円以上	(A) - 195万円	
公的年金等	○所得金額調整控除		
	次の表の①か②に該当する方は、表中「控除額」の計算式に基づき給与所得の金額から控除されます。		
	要件	控除額	
	①給与収入額が 850万円超	本人特別障害 23歳未満の扶養親族あり* 扶養特別障害あり [給与収入(1,000万円を超える場合は1,000万円) -850万円] × 10%	
	*同一生計で合計所得58万円以下であれば他の納税義務者の扶養親族でも可		
	②給与所得の金額⑦と公的年金等雑所得の金額①の合計額が10万円を超える	⑦(10万円を超える場合は10万円) +①(10万円を超える場合は10万円) -10万円	
	収入金額の合計を下の算式にあてはめると所得金額になります。		
	受給者の年齢	公的年金等の収入金額の合計額(A)	
雑所得	65歳以上の方 ※S36.1.1以前生まれ (1960.1.1以前生まれ)	330万円未満	(A) - 110万円
		330万円以上410万円未満	(A) × 75% - 27.5万円
		410万円以上770万円未満	(A) × 85% - 68.5万円
		770万円以上1,000万円未満	(A) × 95% - 145.5万円
		1,000万円以上	(A) - 195.5万円
	65歳未満の方 ※S36.1.2以降生まれ (1960.1.2以降生まれ)	130万円未満	(A) - 60万円
		130万円以上410万円未満	(A) × 75% - 27.5万円
		410万円以上770万円未満	(A) × 85% - 68.5万円
		770万円以上1,000万円未満	(A) × 95% - 145.5万円
		1,000万円以上	(A) - 195.5万円
※公的年金等以外の所得金額が、 1,000万円超の場合は上表から所得金額が10万円増額、 2,000万円超の場合20万円増額となります。			
業務雑所得 その他雑所得	収入金額 — 必要経費		
総合譲渡所得	短期	収入金額 — 必要経費 — 特別控除(最大50万円)	
	長期	※総合長期譲渡所得と一時所得は、所得の2分の1を総所得に算入します。 ※総合譲渡所得の特別控除は、短期と長期を合わせて最大50万円です。	
一時所得			

上記以外に、山林所得・退職所得・分離課税の譲渡所得(土地・建物・株式等の譲渡所得)・先物取引等に係る雑所得などがあります。